

平成28年8月23日

各 位

香川県高松市鍛冶屋町7番地12
穴吹興産株式会社
代表取締役社長 穴吹 忠嗣
(コード番号 8928 東証第一部)
問い合わせ先 専務取締役 富岡 徹也
管理本部長
電話番号 087(822)3567

単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、単元株式数の変更及び定款一部変更について決議し、併せて、平成28年9月28日開催予定の第53期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に、株式併合について付議することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所が、全ての国内上場会社の売買単位を100株に統一する期限を平成30年10月1日に定めましたことから、当社は、東京証券取引所に上場する会社として、この要請に応えるものです。

(2) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成29年1月1日

(4) 変更の条件

本定時株主総会において、後記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 株式併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」のとおり当社普通株式の売買単位を現在の1,000株から100株に変更するにあたり、変更後も当社株式の売買単位あたりの価格について、証券取引所が望ましいとしている水準（5万円以上50万円未満）を維持するとともに、各株主様の議決権数に変更が生じることがないように、当社株式について10株を1株にする併合を実施するものであります。

(2) 株式併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合の方法・比率

平成29年1月1日をもって、平成28年12月31日の最終株主名簿に記録された株主様の所有株式を基準に、10株につき1株の割合をもって併合いたします。

③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成28年6月30日現在）	57,678,000株
株式併合により減少する株式数	51,910,200株
併合後の発行済株式総数	5,767,800株

(注) 「株式併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び株式併合割合に基づき算出した理論値です。

④株式併合の影響

株式併合により、発行済株式総数が10分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動いたしませんので、1株当たりの純資産額が10倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(3) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて配分いたします。

(4) 株式併合により減少する株主数

平成28年6月30日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりであります。

(平成28年6月30日現在)

	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
総株主	4,446名 (100.0%)	57,678,000株 (100.0%)
10株未満のみ所有株主	262名 (5.9%)	509株 (0.0%)
10株以上所有株主	4,184名 (94.1%)	57,677,491株 (100.0%)

(注) 上記株主構成を前提として、株式併合を行った場合、10株未満の株式のみご所有の株主様262名（所有株式数の合計509株）は、株主としての地位を失うこととなります。なお、単元未満株式を有する株主様は、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(5) 株式併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件に、平成29年1月1日をもってその効力が生じることといたします。

(6) 発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、効力発生日（平成29年1月1日）をもって、株式併合の割合と同じ割合（10分の1）で発行可能株式総数を次のとおり減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	変更後の発行可能株式総数
230,000,000株	23,000,000株

3. 定款一部変更

(1) 定款変更の理由

上記「1. 単元株式数の変更」及び「2. 株式併合」に伴うものです。

なお、本定款変更は、会社法第182条第2項および第195条第1項の定めに従い、株主総会における議題とすることなく行います。

(2) 定款変更の内容

当社定款は、上記「2. 株式併合」を内容とした株式の併合に関する議案が本定時株主総会において可決されることを条件に、平成29年1月1日をもって、次のとおり変更されます。

(下線部は変更部分を示します)

現行定款	変更後定款
第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>230,000,000株</u> とする。	第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>23,000,000株</u> とする。
第8条（単元株式数） 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	第8条（単元株式数） 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

4. 単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更の日程

取締役会決議日	平成28年8月23日
定時株主総会決議日	平成28年9月28日（予定）
単元株式数の変更の効力発生日	平成29年1月1日（予定）
株式併合の効力発生日	平成29年1月1日（予定）
定款一部変更の効力発生日	平成29年1月1日（予定）

(注) 上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成29年1月1日ですが、株式売買後の振替手続きとの関係で、平成28年12月28日をもって、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更されるとともに、株価に株式併合の効果が反映されることとなります。

以 上

【ご参考】

単元株式数の変更及び株式併合に関するQ & A

Q 1. 単元株式の変更とはどのようなことですか。

A 1. 単元株式数とは、株式の議決権の単位及び証券取引所で株式の売買単位として用いられている株式数のことです。現在、当社の1単元の株式数は1,000株ですが、これを100株に変更するのが今回の単元株式数の変更です。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか。

A 2. 株式併合とは、複数の株式を合わせて、それより少数の株式とすることです。今回、当社では、10株を1株に併合することを予定しております。

Q 3. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

A 3. 全国証券取引所では、上場する内国会社の普通株式の単元株式数を100株に統一することを目指しています。これは、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上を目指しているものであり、当社といたしましても、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を100株に変更するものです。また、変更後も当社株式の売買単位あたりの価格の水準を、証券取引所が望ましいとしている水準（5万円以上50万円未満）を維持するとともに、各株主様の議決権数に変更が生じることがないように、当社株式について10株を1株にする併合を実施するものです。

Q 4. 株主の保有株式や議決権はどうなるのでしょうか。

A 4. 株主様所有の当社株式数は、今回の単元株式数の変更及び株式併合の効力発生(平成29年1月1日予定)の前後で、次の通りとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式
例①	6,000株	6個	600株	6個	なし
例②	2,800株	2個	280株	2個	なし
例③	1,651株	1個	165株	1個	0.1株
例④	650株	0個	65株	0個	なし
例⑤	234株	0個	23株	0個	0.4株
例⑥	3株	0個	0株	0個	0.3株

- ・例③、例⑤、例⑥で発生する端数株式につきましては、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払いいたします。
- ・効力発生前のご所有株式数が10株未満(例⑥)の株主様は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。

なお、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取り」制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、お取引先の証券会社または後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 5. 株式併合によって所有持株数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

A 5. 株式併合前後で、会社の資産や資本に変化はありませんので、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主様がお持ちの当社株式の資産価値が変わることはありません。ご所有株式数は、併合前の10分の1となり、例えば1,000株お持ちの株主様の株数は100株になりますが、1株あたりの純資産額は併合前の10倍となります。また、株価につきましても、理論上は併合前の10倍となります。

Q 6. 株式併合後も単元未満株式の買取りは可能ですか。

A 6. 株式併合の効力発生前と同様、株式併合後に、市場での売買ができない単元未満株式を所有する株主様は、単元未満株式の買取り制度をご利用いただけます。具体的なお手続きにつきましては、お取引先の証券会社または後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 7. 受け取る配当金はどうなるのでしょうか。

A 7. 株主様が所有する当社株式数は株式併合により10分の1となりますが、株式併合の効力発生後については、併合割合（10株を1株に併合）を勘案して1株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動その他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金額に変動はありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 8. 株主優待制度はどうなるのでしょうか。

A 8. 当社の株主優待制度は、毎年6月30日現在の最終株主名簿に記載された1単元以上保有の株主様を対象としております。今回、単元株式数を1,000株から100株に変更しますが、併せて10株を1株に株式併合を行いますので、実質的に現在の株主優待制度に変動は生じません。

Q 9. 株式併合に伴い、必要な手続きはありますか。

A 9. 株主様にお願いする特段のお手続きはございません。

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更及び株式併合に関してご不明な点がございましたら、お取引先の証券会社または下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

当社の株主名簿代理人

三井住友信託銀行株式会社

[連絡先] 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-782-031（フリーダイヤル）

受付時間 9:00～17:00（土・日・祝祭日を除く）